

2025 年 4 月 25 日

関係各位

公益社団法人 日本年金数理人会
理事長 原田 俊丈

日本年金数理人会試験の試験要領について

2025 年度実施の日本年金数理人会試験について試験要領を定めましたのでお知らせいたします。

なお、本試験は確定給付企業年金法施行規則第 116 条の 2 第 1 項において、年金数理人の知識要件として規定されているものです。

以上